

第23回期 第23回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和元年5月17日(金) 午後1時30分から午後2時20分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員10人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		小宅 正一
同 (同)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		関根 榮治
同 (中根松)		江田 利光
同 (大草)		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		小室 勝弘
同 (染)		川音 光平
同 (山白石)		佐藤 博
同 (同)		圓谷 広行

4 欠席委員(1人)

推 進 委 員 (小貫・太田輪) 八木沼 進

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第52号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画
変更の意見決定について

2件

- 6 農業委員会事務局職員
 事務局長 岡部 真
 主 査 圓谷 恭幸

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第23回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 あらためまして、こんにちは。田植えの方も済んできたかと思っておりますが、お忙しいところ、また大変お疲れのところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。今年は水不足が懸念されます。去年の暮れに降雪が少なかったことや春先からの好天に恵まれていることから、心配していたところですが、的中するような形で、中山間地を中心に水が足りないで田植えができてないところも見受けられます。ただ、週末雨予報が出ているので、まとまった雨が降り、無事に田植えができればと思っています。4月から新年度、5月からは令和元年と始まりましたが、本年度も委員のみなさまと一致団結し遊休農地の発生防止に努めてまいりたいと思います。よろしく願います。本日は議案が3件ですが、慎重審議をよろしく願います。</p>
会 長	<p>会議に先立ちまして、5月から10月までの期間、クールビズということなのでノーネクタイで会議に臨んでもらっていますが、それでも本日は蒸し暑くなってくるだろうと思いますので、上着を脱いでもらって結構ですので審議に臨んでください。よろしく願います。 本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第23回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は11名中10名全員です。なお、本日、小貫・太田輪地区担当推進委員八木沼進委員から欠席の旨通告がありましたので報告いたします。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p>
会 長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、2番、酒井秀忠委員、3番、鈴木政吉委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の圓谷主査を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第50号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定についてですが、事務局の議案朗読の前に皆様にお諮りいたします。</p>

	<p>議案第50号①と議案第51号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定①については関連がございますので一括で議案朗読し、関連のある議案第50号①と議案第51号①は一括して審議し、その後に議案第51号②を審議したいと思いますのご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p> <p>議案第50号①、議案第51号①について、大草地区推進委員、佐川光一委員の調査報告および意見を求めます。</p> <p>大草地区担当推進委員の佐川光一です。</p> <p>議案第50号農地法第4条の規定による許可申請に対する調査結果の報告および意見を申し上げます。申請人*****さん、以下記載のとおりです。5月11日午後2時より副担当佐川健二委員および申請人の立会のもと現地にて調査をいたしました。*****さんは町の認定農業者であります。前年までは刈取り、調整をすべて委託で行ってきましたが、今年度からは自分で行うため自己所有地に農業用収納倉庫を建築したいとのことでした。調査事項について、今回の転用については何ら問題ないものと判断してまいりました。ご審議のほどをよろしく申し上げます。</p> <p>続いて議案第51号農地法第5条の規定による許可申請①に対する調査結果の報告および意見を申し上げます。譲渡人*****さん、譲受人*****さん、以下記載のとおりです。5月11日午後2時より佐川建治委員および譲渡人、譲受人立会のもと現地にて調査をいたしました。*****さんは町の認定農業者であります。前年までは刈取り、調整をすべて委託で行ってきましたが、今年度からは自分で行うため本申請地を取得し、自己所有地と一体としてそこに農業用収納倉庫を建築したいとのことでした。調査事項について、今回の転用については何ら問題ないものと判断してまいりました。ご審議のほどをよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。</p> <p>本申請地であります*****および*****について、立地基準となる農地の区分につきましては、農地転用基準の第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地ということで第2種農地と判断しました。</p> <p>第2種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされておりますが、申請者は作業の効率上自宅に近いことや作業を行うにあたり必要な面積を確保できたのが申請地の</p>
会長	
事務局長	
会長	
佐川委員	
会長	
事務局長	

	<p>みであるということから選定されており、適当であると思われます。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、農機具収納倉庫、ビニールハウス敷地であり適当であると思われます。</p> <p>転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は自己所有地及び譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は9月末までとされているため該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合および法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、許可や協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、4条申請地と5条申請地で一体として利用する見込みであり問題ありません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、農機具収納倉庫、ビニールハウス敷地として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、農機具倉庫、ビニールハウス建設が目的となっておりますので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、周辺は山林に囲まれ農地の拡がりはなく支障ありません。なお、汚水の発生はなく、雨水は自然浸透する計画となっております。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第50号①、議案第51号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第50号①、議案第51号①について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第50号、農地法第4条①、議案第51号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第51号②について、東大畑地区推進委員、小室勝弘委員の調査報告および意見を求めます。</p>

<p>小室委員</p>	<p>東大畑・畑田地区担当推進委員の小室勝弘です。</p> <p>議案第51号農地法第5条の規定による許可申請②に対する調査結果の報告および意見を申し上げます。譲渡人*****さん、譲渡人*****さん、以下記載のとおりです。5月12日日曜日午前9時より地区副担当の角田一志委員および譲渡人の*****さん、譲受人立会いのもと調査をしてまいりました。譲渡人*****さん自身は*****にいたることであり、現地の維持管理はすべて浅川町在住の*****さんがしているとのことで、*****さんに立会いをしていただきました。譲渡人としては地区内の土地が荒れてしまうので、誰かに維持管理をしてほしい、もしくは譲ることを考えていました。譲受人*****さんは浅川町に住むために土地を探していました。このような状態であったところ、不動産屋さんの照会を受け、周りも住宅地で、水道、下水道も引かれている道路に面した当該地に住宅を建設したいとなりました。そのため*****さんの土地を買い受けたいということです。</p> <p>調査事項であります一般基準の申請目的、実現の確実性に関する項目、周辺農地の営農性への影響に関する各項目、その他項目について、該当するような項目はなく、今回の転用については何ら問題のないものとみてまいりましたので、ご審議をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、水道管および下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に2以上の公共施設または公益的施設がある区域にある公共施設便益地域内農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、一般住宅敷地であり適当であると思われます。</p> <p>転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、11月末までに工事完了予定であり該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築基準法のほか、町道に係る道路法第24条も許可見込で該当しません。</p> <p>法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込</p>

	<p>みがない場合は許可しないことになっており、申請地のみの計画のため該当しません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、一般住宅敷地として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、一般住宅が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、雨水は周囲にU字溝を設け、集水桝にて水量調整して既設町道側溝に放流する措置を講じ、汚水は公共下水道に流出させる計画であり、周辺農地への影響も問題ないものと思われま</p>
会 長	<p>以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第51号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第51号②について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第51号、農地法第5条②は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第52号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の意見決定についてを上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>つづいて、議案第52号①に対して大草地区推進委員の佐川光一委員の調査報告および意見を求めます。</p>
佐川委員	<p>大草地区担当推進委員の佐川光一です。</p> <p>議案第52号①についての報告および意見を申し上げます。申請人*****さん、以下記載のとおりです。5月12日午前7時より副担当佐川健二委員および申請人立会いのもと現地にて調査をしてまいりました。*****さんは町の認定農業者であり、前農業委員会会長の役職を務められました。現在、*****を家族で経営しておりますが、自己所有地に木材置場、林業用機械置場を造り、効率化を図りたいということでした。農地転用の申請をするため、農用地区域より除外したいということでした。</p>

<p>会 長</p> <p>事務局長</p> <p>会 長</p>	<p>調査事項であります農振除外の5要件のいずれも満たしているものと思われ、除外は問題ないものとみてまいりました。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>事務局より補足説明申し上げます。</p> <p>本申請地は、大草の***さんの自宅前の農地でございます。</p> <p>今回の申請は、農業とあわせ林業を営む**さんは山林の保全業務の依頼も多く、効率的な管理業務をしていくため、木材を保管しておく場所が必要でした。実際には当該地を木材置場として利用しており、本来は転用申請を受けた後での利用となるものであります。**さん自身は農林業と一体としてとらえていたため、農地法に抵触するとの認識に至らなかったようです。今回**さんより顛末書が作成、提出されるに至り、今後は農業と林業に取り組むにあたり法令順守を確認した次第です。よって、現状にあわせた状態に補正するため、本申請地が農振農用地となっていることから除外後でないと転用申請できないため、今回除外申請が提出されたものです。</p> <p>除外の決定は町が県と協議して行うものですが、事前に農業委員会に意見を聞くこととされており、今回議案に上がったところでございます。</p> <p>農用地区域から除外する際には、除外の5要件がございまして、それらに問題がないか、また除外後に転用許可の見込みがあるかどうかにより農業委員会として総合的に意見を出すものとなります。</p> <p>まず要件の一つ目となる必要性、代替性についてですが、必要性については冒頭申し上げたとおりであり、代替性については伐採木材を自宅近くで管理できる、搬出入が容易にできるという理由で選定されておりやむを得ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>二つ目の農用地等の土地利用上の効率・総合的な利用、三つ目の担い手等に対する農地の集積、四つ目の農用地等の利用上必要な施設、それぞれへ支障については本申請地の周りは山林に囲まれており問題ないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>五つ目である基盤整備から8年経過の要件については、本申請地は基盤整備地ではないため該当いたしません。</p> <p>また、除外後の転用許可の見込については、本申請地は第2種農地に該当しますが、事業計画は本申請地でなければ達成できないものであり許可可能であると思われま</p> <p>す。</p> <p>これらを考慮いただき、農業委員会として、農用地区域からの除外について異議ないかご審議いただき、意見の決定をいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第52号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
-----------------------------------	--

会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第 5 2 号①に異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第 5 2 号、農業振興地域の計画変更①は異議なしと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 5 2 号②に対して中根松地区推進委員の江田利光委員の調査報告および意見を求めます。</p>
江田委員	<p>中根松地区担当の推進委員の江田利光です。</p> <p>議案第 5 2 号②についての調査報告および意見を申し上げます。調査にあたり地域副担当の会田嘉治委員および申請人の立会いのもと、5 月 1 1 日午前 9 時より現地にて行いました。申請人*****さん、以下記載のとおりです。申請の理由ですが、当該地を事業のための資材置場として利用していきたいということで、農地転用申請をするために、農用地区域より除外をしたいということでした。また、申請者から聞き取り、現地確認をした結果、周辺農用地への影響はないものと判断してまいりました。今回申請地は道路と河川の間にある農地で、最も高い位置にある耕作されていない田を除くと農地集団の 8 割を占めています。そこをさらに山林に囲まれている地であります。調査要件であります農振除外の 5 要件はいずれも満たしていると思われ、問題ないものとみてきましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>事務局より補足説明申し上げます。</p> <p>本申請地は、****町境に近い農地でございます。現状は県発注の河川改良工事で許可不要案件という形で残土置場として利用されています。申請者は浅川町の*****です。</p> <p>申請については、申請者が事業を進めていくにあたり土木建設工事用の資材置場を用地取得し、引き続き資材置場として利用していきたいとのことから、本申請地を農振農用地から除外したいというものです。</p> <p>5 要件についてですが、必要性・代替性については、事業継続のためにはある程度の面積が必要であることや近隣地への影響、資金上の理由などにより選定されておりやむを得ないものと思われまます。</p> <p>二つ目、三つ目、四つ目の土地利用上、集積、各施設への支障についてですが、本申請地の周りは山林に囲まれており問題ないものと思われまます。</p> <p>五つ目の基盤整備から 8 年経過の要件については、本申請地は基盤整備地ではないため該当いたしません。</p> <p>また、除外後の転用許可の見込については、本申請地は第 2 種農地に該当しますが、事業計画は本申請地でなければ達成できないものであり許可可能であると思われまます。</p>

	<p>以上を考慮いただき、農業委員会として、農用地区域からの除外について異議ないかご審議いただき、意見の決定をいただきたいと思います。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第52号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。議案第52号②に異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第52号、農業振興地域の計画変更②は異議なしと決定いたしました。</p> <p>次に、その他に入ります。令和2年度農業施策の要望の検討について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>福島県農業会議より、令和2年度の農業施策に関する要望の検討依頼が来ており、先日議案書と一緒に送付させていただいておりました。</p> <p>資料 No1 とある2ページ目の下に「2. 検討項目」ということで、(1)から(3)まで復興関係や県農業施策の充実に関する事項、国に働きかける事項ということでありまして、「3. 検討方法」のところに記載がありますが、これらの項目について総会等において検討を行い、浅川町農業委員会の要請事項として取りまとめを行ない、農業会議に報告することとされています。</p> <p>資料 No2 からが検討にあたっての留意事項ということで記載がございまして、資料 No2 の2ページ目、「2. 検討する内容」に以下の点に留意して検討することということで、新規補助事業の創設を要望する場合には具体的にですとか、すでにある補助事業等の拡充・改善を求める場合は理由を記載する、テーマを絞って掘り下げて検討することとされております。</p> <p>資料を事前に送付してございますが、今一度、目をとおしていただき、何か要望やご意見等ございましたら発言をお願いします。この場で検討していただき浅川町農業委員会としての要望として取りまとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局より説明がありましたが、少々時間を取りますので、皆さん資料をご覧くださいになっていたきたいと思います。</p>
会 長	<p>それではどうでしょうか。皆さんから令和2年度の農業施策について要望やご意見等ございますか。</p>
会 長	<p>特にないようであれば、浅川町農業委員会としては要望や意見はなしというこ</p>

	とで、農業会議に報告することとしてよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
会 長	それではそのように決定いたします。 皆さんからその他何かございませんか。
会 長	事務局より連絡事項をお願いします。
事務局長	次回総会 6 月 1 8 日 (火) 午後 1 時 3 0 分予定です。総会終了後、第 1 回の関係団体との連携会議を開催します。おおよそ午後 3 時から開始予定です。今年度も 4 回ほど開催することを予定しています。 活動記録簿を配布させていただきます。これまでの分の活動記録を記入してください。そして、昨年同様に今後の記録をつけていただくようお願いします。 歓送迎会の会計報告をさせていただきます。お配りしたとおりに精算させていただきました。
会 長	その他どんなことでも結構です。何かありますか。
会 長	ないようですので、以上を持ちまして第 2 3 回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委員会会議規則第 1 8 条第 2 項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)